

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 マリイ クレア

クレア・マリイ氏の博士論文は、女性同士の性愛を自らのセクシュアリティとして選びとった、七人の参加者の間で行われた「セクシュアリティと言葉」という座談会、クレア氏を含めた座談会直後の食事会、七人の参加者に対する個人的インタビューを資料とし、その音声資料を記述的に分析することによって、日本語におけるジェンダーとセクシュアリティの関係を明らかにしたものである。

この論文では、参加者の意思を尊重した、当事者性を強調する研究法、すなわちクレア氏自身が一人の参加者として座談会、食事会、インタビューにかかわり、他の協力者と同様に自らの経験や意見を語っている。音声として録音された七人の参加者の発話に対する分析は、話者個人に内面化され、身体化された社会が規定するジェンダーと、話者自身が抱いているジェンダーに対する考え方と気分感情がどのように発話にあらわれているのかを考察している。この方法は、ある特定の社会的カテゴリーに属する者がどのように話すのかを考察してきた、従来の日本語におけるジェンダー研究、「女性語、男性語」研究とは大きく異なっている。クレア氏は、従来の研究では「外れ言語使用」として見なされてきたクィア言語をあえて分析の対象とすることによって、話者の「性」とその言語使用を本質主義的に結合してしまい、「性」が対人関係の中で話者と聞き手が遂行する社会的なジェンダーとして捉えられているという認識にさえ達していないこれまでの「女性語」研究を厳しく批判している。こうした立場から、クレア氏は発話を行って遂行される現場における、多層的で、複合的なネゴシエーション、すなわち言葉を使用することによって困難な状況を切り抜け、交渉し、談判し、掛け合いを行う実践として捉えることになる。

クレア氏は、たとえば語彙のレベルにおけるレズビアン、あるいは女を愛する女たちが使用する特徴的な言葉を問題にし、そこに隠語にとどまらない、アンチ言語としての可能性を見いだしている。通常の「女性語・男性語」の区別をパロディ化する「オネエ言葉」(男性があえて使用する「女性語」)が一方でメイン・ストリームの言説を積極的に引用する求心性を持つと同時に、「女性語」と「男性語」が入れ替え可能であることを暴露してしまう遠心性を持っていることを明らかにする。発話者は単一のアイデンティティを遂行するのではなく、場面に基きながら複合的なアイデンティティを遂行し、それぞれのアイデンティティには断続性があり、場面によって修正されることを実証している。この問題はとくに、一人称をどのように使用するか、というところに顕著にあらわれてくる。クレア氏は、一人称の使用が、レズビアンに対して向けられる、ジェンダーステレオタイプに対する抵抗、あるいは場面の中における話し手と聞き手との間の相互関係の中で変容することをあとづけている。複合アイデンティティが言語生活の過程において推移し、意識の変化に応じて言葉の使用にも変化が生じることを確認している。

以上の分析をとおして、クレア氏は、日本語のジェンダー規範を拠り所とする「女言葉」「男言葉」が日本社会に強制された異性愛主義と密接に結びついていることを明らかにし、個人が意識的に「選択する」と同時に気がつかないうちに「選択させられている」アイデンティティの葛藤は、その場で「作り出す」「作り出される」表現方法に差異を生じさせ、発話者の複合的アイデンティティによって遂行される、多面的なネゴシエーションの様態を実証した。

審査委員からの質問は、まず方法論の問題に集中した。藤井、近藤両委員からは、クレア氏の論文で使用されている「談話分析」という概念は、通常の言語学で用いる用法とかなり異なっているのではないかと、という点が問われた。これに対し、クレア氏は、あえて批判的な言語論を用いることで、これまでの日本語研究におけるジェンダー研究を相対化しようとする意図があったと答えた。

またイ委員は、クレア氏の分析が現実のネゴシエーションの過程よりも、むしろメタレヴェルの分析になっているのではないかと、という点、さらにアイデンティティという概念をあえて維持する必要があるのか、クレア氏の論文ではアイデンティティというとらえ方自体の無効性が明らかにされているのではないかと、という問いかけがなされた。これに対して、クレア氏は、「性」のアイデンティティが構成されていく局面と、それが裏切られていく局面の両面を問題にしたために、メタレヴェルのような印象を与えたのではないかと、ということと、アイデンティティという概念をあえて使用することで、異性愛主義が強制されている日本社会の実状を明らかにしようとしたと答えた。

審査委員会としては、クレア氏の論文を言語学のディシプリンに促したものとしてではなく、広い意味での文化研究としてすぐれた成果を示した学問的業績として評価し得ると認定した。

したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。